府内私立高等学校等への入学手続き等の期限延長手続きについて

別紙

１　対象者

　以下の(1)及び(2)のいずれにも該当する者

(1) 令和５年度大阪府公立高等学校入学者選抜の追検査に申し出た者

(2) 入学手続き等の期限が「令和５年3月20日（公立高等学校の一般入学者選抜の合格者発表）以降かつ3月22日（追検査の合格者発表日）以前」に設定されている府内私立高等学校等の合格者

2　手続き等

(1) 提出書類

「入学手続き等の期限の延長について」

(2) 提出先

合格している府内私立高等学校等の校長

(3) 提出方法

簡易書留による郵送。令和５年３月14日（火）消印有効

ただし、令和５年３月13日（月）、14日（火）のいずれかの日の午前９時から午後５時までに、必ず保護者から当該私立高等学校等に電話連絡し、追検査に申し出たことを伝え、指示を受けること。